


クリーニング所関係

●新規届出 ※名義変更を含む

クリーニング所の開設をしようとする者は、事前に届出を行い、施設の構造設備がクリーニング師法、群馬県クリーニング師法施行条例で定められた基準に適合することの確認を受けなくてはならず、確認を受けた後でなければ営業することはできません。

※書類は営業予定日の14日前を目安に提出してください。

※クリーニング所の図面については、工事前にあらかじめ相談することをおすすめします。

1	クリーニング所開設届	URL : https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/13401.html	
2	構造設備の配置状況がわかる平面図	寸法の入った図面	
	※定規等を使用し手書きしたもので可。		
3	他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、名称等を記載した書類		
4	クリーニング師免許証（クリーニング師ごとに必要）とその写し	原本持参	
5	検査手数料 16,000 円	(群馬県証紙)	
6	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行から3ヶ月以内のもの (開設者が法人の場合のみ)	

●変更届 別記様式第3号

次のような変更を生じたときは、変更届に構造設備確認証を添えて、すみやかに届け出てください。

なお、変更内容によって必要な添付書類が変わりますので、ご注意ください。

変更内容		必要添付書類（原本を持参）
1	(個人) 結婚、離婚等による改姓	戸籍抄本等
	(法人) 名称、代表者氏名等の変更	登記事項証明書（会社法人用）、役員の一覧
2	(個人) 届出者住所（住まい）の変更	住民票等（施設と併用の場合は新規）
	(法人) 本社所在地の変更	登記事項証明書（会社法人用）
3	構造設備を変更した場合	変更部分を明らかにした図面
		設備の配置図
4	クリーニング師	クリーニング師免許証と写し
5	名称の変更	
6	従事者数	

注意 ※写しを提出する場合は、原本を必ず持参してください。担当者が確認をさせていただきます。

●廃止届 別記様式第4号

次のような場合、廃業届に構造設備確認証を添えて、すみやかに届け出てください。

1 クリーニング所を廃止した
2 クリーニング所を移転した
3 届出者（個人から法人（逆も））が変わった
4 届出者が死亡した

※ 2は新たに届出が必要です。

※（3、4で相続、法人の合併又は分割の場合はクリーニング所開設者地位承継届が必要です）

●その他

次のような場合、承継届に構造設備確認証を添えて、すみやかに届け出てください。

☆ 個人（相続） 別記様式第9号

※ 相続ではクリーニング師免許等を有している方が従事していない場合、相続はできません。

☆ 法人（合併又は分割） 別記様式第10、第11号

※ 記載事項も変更になるため、変更届出も必要になります。

☆ 構造設備確認証を無くしてしまった場合、再交付はできません。

その場合は証明願いを提出してください。手数料（群馬県証紙400円）で証明書を交付します。

※証明願の様式については、保健福祉事務所担当者に確認してください。